

学力基準

1. 大学の学部、大学院の研究科

- (1) **学部の第1年次に在学する者**にあつては、高等学校における学業成績(出身学校長から提出された調査書に記載されている評定平均値)が3.5以上であること。
ただし、高校卒業程度認定試験(旧大学入学資格検定試験)合格者は、本学入学試験合格順位が本人の属する学部・学科・課程において上位2分の1以内であること。
また、**私費外国人留学生の学部1年次生**については、財団法人「日本国際教育協会」が実施する日本留学試験の所定の試験教科・科目の合計点が、それぞれの試験教科・科目の平均点を合計した点数以上であること。
- (2) **研究科(連合農学研究科を除く。)の第1年次に在学する者**にあつては、次に掲げる基準のうち、各研究科が定めるいずれかを適用する。
ア. 入学前に在籍していた学部又は研究科における学業成績指数が2.0以上であること。
イ. 入学試験の成績が合格者の上位2分の1以内であること。
- (3) **学部又は研究科(司法政策研究科及び連合農学研究科を除く。)の第2年次以上に在学する者**にあつては、次に掲げる基準のうち、各学部又は各研究科が定めるいずれかを適用する。
ア. 別に定める標準単位数を修得し、かつ、学業成績指数が2.0以上であること。
イ. 別に定める標準単位数を修得し、かつ、学業成績が上位2分の1以内であること。
- (4) **司法政策研究科の第2学年以上に在学する者**にあつては、次に掲げる基準のうち、いずれかの基準を満たしていること。
ア. 別に定める標準単位数を修得し、かつ、学業成績指数が1.7以上であること。
イ. 別に定める標準単位数を修得し、かつ、学業成績が上位3分の2以内であること。
ウ. 別に定める標準単位数を修得し、かつ、研究科長が特に推薦する者。
- (5) **連合農学研究科に在学する者**にあつては、主指導教員による学業成績評価がAであること。
- (6) 補則
ア. 学業成績指数は、以下のとおり算出するものとする。また、小数点第2位以下については切り捨てるものとする。
学業成績指数 = (秀・優の単位数 × 3点 + 良の単位数 × 2点 + 可の単位数 × 1点) ÷ 合計修得単位数
GPA評価の単位については、A・Bは3点、Cは2点、Dは1点で算出する。
イ. 「入学試験の成績が合格者の上位2分の1以内であること」とは、各学部(各学科・課程)、各研究科(各専攻)における成績で、その判定方法については各学部、各研究科で定めるものとする。

2. 附属幼稚園、附属特別支援学校の高等部

学力基準の判定については、附属幼稚園及び附属特別支援学校で定めるものとする。

3. 特例

母子・父子家庭に属する者、申請者本人が障害者である者等については、要件を多少緩和する。